

中国民訴法における判決効力と第三者の事後的救済手段について：第三者取消訴訟制度を中心に

李, 強
九州大学大学院法学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7171749>

出版情報：九大法学. 123, pp.61-103, 2023-09-29. Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：



中国民訴法における判決効力と 第三者の事後的救済手段について

—— 第三者取消訴訟制度を中心に ——

李 強

I. はじめに	62
II. 中国における第三者の事後的救済手段について	64
一 中国民訴法における判決の効力について	64
1. 中国民訴法における既判力の有無	64
2. 中国民訴法における訴訟物理論	67
3. 判決の効力の客観的範囲	69
4. 判決の効力の主観的範囲	70
5. 預決効力	71
二 中国民訴法における虚偽訴訟について	73
1. 虚偽訴訟の紹介	73
2. 虚偽訴訟の内容	74
3. 虚偽訴訟という概念に対する誤解	75
4. 他の背景	76
三 第三者再審について	77
1. 第三者の事後的救済手段	77
2. 第三者再審について	79
四 第三者取消訴訟（民訴法59条3項）	82
1. 立法目的	83
2. 第三者取消訴訟の適用問題	84
3. 第三者取消訴訟の訴訟要件	85
4. 原告適格	86
5. 第三者取消訴訟の審理の仕組み	100
III. 終わりに	102

1. はじめに

民事訴訟法における確定判決の効力は、原則として、訴訟の当事者のみに及ぶ（相対効、民事訴訟法（以下「民訴法」と略す）115条1項1号）。これは、訴訟手続において、当事者のみに攻撃防御の機会が保障されるからである。ただし、例外的に、当事者以外の者にも判決の効力が拡張されることがある（同項2号～4号）。また、特別法においても、特定の第三者に判決の効力が拡張される例（民事執行法（以下「民執法」と略す）157条3項、破産法131条1項等）と不特定の第三者に判決の効力が拡張される例（人事訴訟法（以下「人訴法」と略す）24条1項、会社法838条、行政事件訴訟法（以下「行訴法」と略す）34条1項）がある。

これにより、判決効を受ける第三者が他人間の訴訟により自らの権益を侵害される事態が生じ得る。この問題の解決ため、判決確定前・後の防御手段が存在する。判決確定前の方法としては、訴訟への参加（民訴法42条～47条）があり、判決確定後の方法としては、かかる判決の取消しを求める「再審（これは、「第三者再審」ないしは「詐害再審」と呼ばれる。）の訴え」がある⁽¹⁾。本稿は、事前の防御手段としての訴訟参加について立ち入らず、第三者の事後的救済手段を中心に検討したい。訴訟効率及び迅速な紛争解決の要請から、必ずしも自らの権益に不利な影響が及ぶ第三者全員に対して、完全な訴訟参加や手続保障の機会が与えられるわけではないため、事前の防衛手段だけでは、第三者の権益を保護するには十分とは言えず、第三者の事後的救済の重要性は、なお大きい。民事訴訟の判決により第三者の権利が侵害された場合には、その第三者の権益を事後的に保護する方策を考えることが必要となってくる。特に、対世効を受ける第三者は、自らの権益を侵害されたことを理由として再審理を求めることが

（1） 鈴木正裕「判決の反射的効果」判例タイムズ1971年261号4頁。

できる手続に関心を持つであろう。近年、第三者再審を認めた判例もみられるようになった⁽²⁾。

日本の民訴法においては第三者再審の条文がないため、主として338条1項3号の再審事由を通じた類推が行われる。しかしながら、解釈運用による再審は確定判決の安定性に対する予測可能性を害することになる⁽³⁾。また、現在、民事訴訟法の改正課題の一つとして第三者再審制度の導入が強く主張されているものの、再審原告の適格、第三者再審の要件、第三者再審の効果、再審手続、そして判決等に関する問題が未だに解決されていない状況もあり、第三者再審制度はいまだ立法化されていない。

一方、上記の問題に関して、中国には第三者による判決の取消の訴え（以下「第三者取消訴訟」という⁽⁵⁾）という制度が立法化されている。現在、中国では、第三者の事後的救済手段として第三者再審及び第三者取消訴訟が実施されている。また、第三者の救済手段という観点からすれば、中国民訴法における第三者取消訴訟と、日本法において論じられる第三者再審には、共通点が少なくないと考えられる。両者は共に、前訴判決の効力によって侵害された第三者の救済手段と位置付けられ、比較法の視点に基づいて第三者の救済手段というテーマを比較検討することには一定の価値があるのではないかと考える。さらに、第三者が前訴判決のいかなる効力に拘束されるのかについても、中国民訴法と日本民訴法の

(2) 最高裁平成25年11月21日第一小法廷決定・民集67巻8号1686頁。

(3) 三木浩一「第三者による再審」『民事訴訟法判例百選〔第五版〕』（有斐閣、2015年）246頁。

(4) 三木浩一＝山本和彦編『民事訴訟法の改正課題』（ジュリスト増刊、2012年）176頁以下。

(5) 「第三者取消訴訟」を「第三者再審」と位置付ける論文もあるが（劉穎「中国大陆と台湾における第三者再審制度（1）」比較法雑誌、2014年48巻3号335～352頁。「中国大陆と台湾における第三者再審制度（2）」比較法雑誌、2015年第48巻4号269～294頁）、中国の民訴法には「第三者再審」と「第三者取消訴訟」があるため、本稿では二制度を区別して検討する。詳細については、「第三者再審」（IIの三）以降で論じる。

間に相違点があり、その相違点を明らかにすることも本稿の目標である。

本稿は、上記の問題を踏まえつつ、中国民事訴訟法における既判力論を検討し、第三者の民事權益⁽⁶⁾（民事実体法上の權益及び民事手続法上の權益、詳細については「虚偽訴訟（Ⅱ二）」において論じる）を侵害する判決を分析した上で、中国民訴法における第三者の救済手段を紹介する。

Ⅱ. 中国における第三者の事後的救済手段について

一 中国民訴法における判決の効力について

1. 中国民訴法における既判力の有無

2015年以前、中国民訴法には重複訴訟に関する条文がなかったため、重複訴訟の判断基準が不明であり、各級の人民法院は「一事不再理」という概念を重複訴訟（中国民訴法における重複訴訟は、人民法院に係属中の訴訟及び判決確定後の新訴訟の双方について用いられる。本稿では、明示しない限り、「重複訴訟」は判決確定後に提起された新たな訴訟を指す。）の判断基準としていた。その根拠は当時の中国民訴法124条5号（現行法（2021年修正）127条5号）にあり、既判力の理論根拠もこの条文にあると主張された⁽⁷⁾。加えて、「民事訴訟法適用の若干問題に関する意見」（以下、「証拠規定」。法発〔92〕22号、2015年に廃止）75条4号に規定する証明不要効を既判力の理論根拠とする学者もいた⁽⁸⁾。その後、2001年に施行され、2019年の修正を経て、ほぼ同じことを規定する最高人民法院『民事訴訟証拠に関する若干

（6） 民事權益とは、生命権、健康権、氏名権、名誉権、荣誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自由権、後見権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、専利権、商標専用権、後見の先取権、株主権、相続権などの人身、財産についての權益を含む（「中華人民共和国侵權責任法」第2条、現在は廃止された）。

（7） 張衛平「既判力相対性原則：根拠、例外与制度化」法学研究2015年1期71頁。

（8） 李龍「論民事判決的既判力」法律科学1999年第4期83頁。

規定』10条（修正前第9条だった）もあ⁽⁹⁾った。なお、現在は、「『中華人民共和國民事訴訟法』適用に関する解釈」（2022年修正、以下、「民訴法解釈」と略す）93条に同様の規定がある。

当時、「一事不再理」という概念の範囲と内容については明確ではなく、訴訟後の既判力の問題だけではなく、訴訟係属中の重複訴訟も「一事不再理」の概念に含まれていた。また、その中身についても、明確な条文上の基準がなかったが、実務上の慣例として、前訴と後訴が同一事実、又はは同一法律関係又は同一請求に基づくかどうかによって判断されていた⁽¹⁰⁾。最高人民法院が発布し、2015年2月14日に施行された民訴法解釈247条は、はじめて重複訴訟の定義（訴訟係属中及び訴訟終了後のい⁽¹¹⁾ずれも重複訴訟に含まれる）を規定したものである。現行の中国民訴法には既判力の規定がなく、中国民訴法に既判力制度があるかどうかは、疑問

(9) 当時（2010年前）、実務上の通説はこれを既判力の根拠とした（最高人民法院民一庭編『民事訴訟証拠解釈的理解と適用』（中国法治出版社、2002年版）85頁。李国光主編『最高人民法院「關於民事証拠的若干規定」的理解と適用』（中国法治出版社、2002年版）141頁。梁文書主編『「關於民事訴訟証拠的若干規定」新解釈』（人民法院出版社、2006年版）217頁。王宝發主編『「最高人民法院關於民事訴訟証拠的若干規定」釈義－民事訴訟証拠規則実用回答』（法律出版社、2002年版）40頁。少数の学者はこれを支持していた。例えば、肖建華主編『民事証拠理論』（法律出版社、2005年版）144～145頁。）。

(10) 張・前掲注（7）72頁以下。

(11) 以下、民訴法解釈の翻訳については、吉村徳重＝上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』（九州大学出版会、2017年）による（同730頁）。

「第247条：当事者は、既に訴えを提起した事項について、訴訟中は又は裁判判決発効後に再び訴えを提起し、同時に次に掲げる条件を具える場合、重複提訴を構成する

- 一 後訴と前訴の当事者が同じであること
- 二 後訴と前訴の訴訟物が同じであること
- 三 後訴と前訴の訴訟請求が同じである、又は後訴の訴訟請求が事実上前訴の裁判結果を否定する関係にあること

② 当事者が重複提訴を行う場合、不受理を裁定する。既に受理した場合、訴え却下を裁定する。但し、法律、司法解釈に別段の規定がある場合を除く。」

としてなお残っているようであるが、消極的既判力⁽¹²⁾の定義もしくは、民訴法127条1項5号、民訴法解釈247条により、少なくとも中国の民訴法においては、確定判決が消極的既判力を持つと考えられる。さらに、中国民訴法には再審の規定が存在し、学説上にも既判力の概念は存在するから、中国民訴法においては既判力制度が通用していると言えよう。⁽¹³⁾

学界は、既判力を定着させるため、1990年代から多数の外国の文献を紹介しているが、現時点においては、実務上一般的に、既判力に関する諸原則（主観的範囲、客観的範囲など）に対する認識が不十分であるという問題が存在する。⁽¹⁵⁾ また、立法面においても、「第三者取消訴訟」制度が既判力制度より先に定立したのであれば、既判力の適用及び、判決の相対性的原則の適用に衝撃を与えかねないと論じる学者もいる。⁽¹⁶⁾ この意見は、第三者取消訴訟と既判力制度の不調和を強調し、第三者取消訴訟が創設された当時、当該制度の適用否定説の強力な根拠となった。

(12) 消極的既判力の作用とは、当事者は、後訴に置いて、既判力の生じた前訴判決の判断に反する主張・立証をすることが許されず、裁判所もそうした主張・立証を取り上げることができないことを指す。（三木浩一ほか『LEGAL QUEST 民事訴訟法〔第四版〕』（有斐閣、2023年）427頁。

(13) 小嶋明美「職権探知主義の規整－中国民事訴訟法を素材として（3）」山形大学法政論叢46号（2009年）20頁。

(14) 中国のデータベース知網で、「既判力」をキーワードで検索すると、数百通の関連論文が出てきた（2023年5月20日検索）が、多くは外国の制度を紹介するにとどまる。例えば、張・前掲注（7）、張衛平『程序公正實現中的衝突及衡平——外国民事訴訟研究引論』（成都出版社1992年版）387頁、葉自強「既判力」法学研究1995年第5期25頁以下、劉家興『民事訴訟法教程』北京大学出版社1994年版274頁以下など。

(15) この見解は批判される可能性があるが、「既判力」というキーワードを Wolters Kluwer で検索してみると、検索結果は3万を超えるものの、現在においてもなお、伝統的な既判力概念と後述の預決効力とを混乱する判決文がある。たとえば、（2023）京民申697号は、効力が生じた判決は既判力を有し、（再審申立者）は効力が生じた判決を覆す十分有効な証拠を提出することができなかったため、その主張が成立できないと判示した。

(16) 張衛平『民事訴訟法〔第四版〕』（法律出版社、2016年）430頁。

これに対して、本稿の視点からは、「第三者取消訴訟」制度が既判力制度と必ず矛盾するわけではなく、「第三者取消訴訟」制度を前提としつつも、既判力制度の通用を論じる余地があると考ええる。むしろ、既判力制度、特に判決の相対性的原則を貫徹することができれば、第三者取消訴訟の適用基準がより一層明白になるわけである。

本章は、中国民訴法に既判力制度が通用していることを前提として、中国民訴法における判決が生じうる効力を概観した上で、「第三者取消訴訟制度」を紹介したい。

2. 中国民訴法における訴訟物理論

民訴法解釈247条によれば、訴訟係属中及び判決効が生じた後の重複訴訟が禁止される。その判断基準は「当事者、訴訟物（訴訟標的）、訴訟請求」が同一であるか否かである。「当事者」が同一であることは既判力の主観的範囲を規定し、「訴訟物、訴訟請求」が同一であることは既判力の客観的範囲を規定している。条文は、「訴訟物」が同一であることを要件としているが、訴訟物とは何かについて、学説上は実体法説（旧訴訟物論）と訴訟法説（新訴訟物論）、訴訟標的（訴訟物）相対論等が存在する。訴訟請求は、新訴訟物理論の下では、訴訟標的と一致すると理解できるが、旧訴訟物理論の下では、訴訟標的は、日本法にある「訴訟物」と理解し、訴訟請求は、原告の被告に対する請求の内容であると理解する。なお、民訴法解釈247条1項3号では訴訟標的と訴訟請求をいずれも重複訴訟の判断基準とされるが、原則として、訴訟標的が同一であるかどうかを判断基準とすべきであるという有力説がある⁽¹⁷⁾。なぜなら、中国では旧訴訟物論が通説となっているからである。学者からは、新訴訟物理論⁽¹⁸⁾

(17) 任重「論我国民事訴訟標的与訴訟請求的關係」中国法学2021年第2期261頁、嚴仁群「既判力客観範圍之新進展」中外法学2017年第2期544～545頁。

(18) 朱省志「中国民事訴訟法における既判力制度について（2・完）」立命館法学2018年4号（380号）101頁。

は民訴法解釈247条の訴訟請求の要件の存在意義を無くす上に、訴訟物を法律関係もしくは権利と捉えるため、現実の適用の余地からも旧訴訟物理論は民訴法解釈247条の定義に適合すると論じられている。⁽¹⁹⁾ 実務上は、以下事案二のように訴訟法説（新訴訟物論）を支持する判例もみられるものの、実体法説（旧訴訟物論）を支持する判例が多く、⁽²⁰⁾ 最高人民法院も実体法説（旧訴訟物論）を支持している。⁽²¹⁾ 訴訟物に関連する重要な判例として、さしあたり以下を挙げることができる。

事例一：会社 A は B との間で、資金、商品のデザインの設計、販売及び主な部品の購入などを A が担当し、商品の知的財産権と所有権は A 社が取得する旨の契約を締結した。さらに、A は B の名義で活動するが、それによって獲得した権益は、その後 B から A に渡すという旨の契約であった。その後、A は B の名義で訴外 C と売買契約を締結した。C は売買契約にかかる金員を B へ支払ったところ、A は B が上記の売買契約の金員を自己に渡していないことを理由として金66万777元の返還請求訴訟を提起した。法院は A の主張事実についての証明が不足していたため、A の請求を棄却した（前訴）。判決が確定した後、A は知的財産の侵害を理由として損害賠償請求の後訴を提起した。後訴の第一審は前訴と重複訴訟に該当すると判断した。第二審は本案訴訟の訴訟物は不法行為であり、前訴は契約関係であったため、民訴法解釈247条により、後訴は重複訴訟に該当しないと判断した。⁽²²⁾

事例二：会社 A は B、C、D を被告として不当利得に基づく返還請求訴訟を提起した。会社 A は、前訴で敗訴したのち、不法行為を理由とし

(19) 厳・前掲注 (17) 546頁。

(20) 例としては、最高人民法院「2007」民三終字第4号民事裁定书、最高人民法院1991年関于辛偉克与張曉傑扶養子女糾紛申請再審的復函（「1991」民他字第53号）等が挙げられる。

(21) 沈德詠主編『最高人民法院民事訴訟司法解釋理解与適用』（上）人民法院出版社2015年版635頁。

(22) 河北省高級人民法院（2015）冀民三終字第57号民事裁定书。

て後訴を提起した。後訴の法院は、会社 A が前訴と同一事実に基づいて、同一当事者に対して請求を提起し、さらにその実質において訴訟物が同一であるため、後訴は一事不再理に該当すると判断した。⁽²³⁾

3. 判決の効力の客観的範囲

既判力は、原則として判決の主文に限定され、判決理由中の判断については生じない。しかし、訴訟経済を考え、前訴で確定した事実が後訴において、実質的に前訴の紛争の繰返しになると判断された場合、判決理由中の判断についても拘束力を認めるべき要請が生じ得る。中国民訴法における判決の効力の客観的範囲の判断は、これまで主に、民訴法解釈247条（前述したように、既判力の根拠とされ、既判力の客観的範囲について、訴訟物及び訴訟請求を判断基準としている。）及び民訴法解釈93条によって論じられた。

民訴法解釈93条⁽²⁴⁾は当事者の証明を要しない事実を挙げており、その中で第5号は、「裁判所によって確定した事実」を規定している。当初、実務上は、中国民訴法解釈93条1項5号が規定している内容の根拠は民事訴訟法における既判力理論にあると論じていた。⁽²⁵⁾しかし、既判力理論によると、後訴当事者はその事実を主張・立証することができなくなる一方、民訴法解釈93条2項は後訴当事者が前訴によって確定した事実を覆す証明があれば、その主張・立証が認められると規定している。既判力の定義から、「民訴法解釈」93条1項5号は既判力の客観的範囲を規定する条文とはならないと考えられる。民訴法解釈93条1項5号について、一部

(23) 最高人民法院（2003）民四終字第2号民事裁定书。この事案は「新訴訟物」論の支持する判例に属するとされた。

(24) 吉村＝上田・前掲注（11）709頁。

「民訴法解釈」第93条 次に掲げる事実につき、当事者は挙証・証明を要しない。1項5号 既に発効した人民法院の裁判において確認された事実。

(25) 前掲注（9）参照。

の論者は、この条文が生じる効力が既判力ではなく、「預決効力」(詳細は本章5で論じる)であると論じている。すなわち、前訴に確定された事実について生じる効力は、既判力の客観的範囲の問題ではなく、預決効力であるという説が支持を得た。だが、その効力が「既判力」であるとよく誤解されている。

4. 判決の効力の主観的範囲

民訴法解釈247条により、重複訴訟該当性の主観的判断要件については、「前訴当事者」と「後訴当事者」が同一である場合のみと規定されている。また、学説上は、口頭弁論終結後の承継人、当事者間の請求する目的物の所持者も既判力によって拘束されると主張される⁽²⁶⁾。この既判力の相対性原則によって、第三者が既判力の拘束から免れる限り、第三者は自己の権利が侵害された場合に、新たな訴訟を提起できるわけである。そうであれば、訴訟当事者が虚偽の判決を確定させることを通じて、他人の民事権益を侵害することは起きず、そもそも第三者の事後的救済制度の存在する意味がないのではないかが問われうる。これに対して、訴訟経済を考え、前訴で確定した事実が後訴において、実質的に前訴の紛争の繰り返しになると判断された場合、及び紛争を矛盾なく統一的に解決する必要がある場合など特定の場合は、判決の効力は、例外的に第三者に拡張するニーズが生じうるとの指摘もある⁽²⁷⁾。

しかし、既判力の主観的範囲が当事者に限定されるのは、当事者に対して手続保障が十分にされたことを前提とされる。この観点から、判決が生じた既判力は、第三者に及ばないという結論が適当であろう。

(26) 江偉＝肖建国主編『民事訴訟法〔第七版〕』(中国人民大学出版社、2015年)310頁。

(27) 王福華「第三人撤銷之訴的制度邏輯」『環球法律評論』2014年4期84頁。ここでの「判決効力」は、既判力か預決効力かが必ずしも明らかにされていない。筆者は、ここでの「裁判の効力」は預決効力と捉えるべきであろうと考える。

一方、前訴と後訴の当事者が同一でない場合であっても、判決内容に預決効力が生じ、それが後訴当事者にも及ぶ余地があるとの見解がある⁽²⁸⁾。これは、利害関係がある第三者に及ぶ判決の効力を、既判力ではなく、預決効力と理解する余地を示している。しかし、実務上は、預決効力と既判力の主観的範囲との混乱があるため、第三者に及ぶ判決の効力が既判力か預決効力が明白に区別されていない。この「預決効力」と「既判力」の区別が明らかではないことが第三者取消訴訟制度又は第三者再審制度の背景であるとされる⁽²⁹⁾。

それでは、中国民訴法において、「預決効力」がいかなる効力なのか、どのような効力が発生するのかについて、以下、紹介する。

5. 預決効力

上述したように、第三者に対する判決の作用の根拠とされるのが、民訴法解釈93条1項5号である。すでに効力が生じた人民法院の裁判において確認された事実については、当事者は立証・証明を要しない（主張を要する）。これは、多くの論者から預決効力（学者は、事実のみではなく、前訴裁判が後訴に対して生じうる影響もしくは作用までを含むとする）⁽³⁰⁾と呼ばれるが、いかに把握するかについては争いがあり、主に以下の学説がある。①証明力又は証明不要効（英米法上の「司法認知」（Judicial notice））として理解し、自然法則や公知の事実、あるいは周知の事実などの条項との関係から説明される⁽³¹⁾。②江偉教授は、「確認された事実の預決効力」

(28) 王亜新＝陳曉彤「前訴裁判対後訴の影響－「民訴法解釈」第93条和第247条解析」華東政法大學學報2015年第6期18頁。

(29) 王＝陳・前掲注（28）18頁。吳沢勇「第三者撤銷之訴的原告適格」法學研究2014年第3期156頁。

(30) 王＝陳・前掲注（28）18頁。

(31) 畢玉謙主編『最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定』積解與適用』中國法制出版社2002年版96頁。「Judicial notice」とは、「裁判所が、訴訟手続上、証拠によらず、一定の事実の存在を認める行為。その事実については、当事者による

は既判力の効力ではなく、争点効もしくは司法認知でもなく、「わが国の民事訴訟法に確立した特殊な制度」であると捉えるべきであると預決効力を定義付け、その要件は、（i）前訴当事者間の攻撃防御を通じて確定した事実であること、（ii）確定した事実が前訴の主要事実であること、（iii）後訴で提出された事実が前訴で確定した事実と同一であること、と論じる。⁽³²⁾③また、紀格非教授は、「証拠規定」第9条（民訴法解釈93条）により発効した人民法院の裁判において確認された事実の効力は既判力ではなく、単なる「公文書証明力」でもないと主張し、また争点効もしくは争点排除の立場も排除して、発効した人民法院の裁判において確認された事実は「真实性」に達したとみられるため、後訴において「絶対免証」される多次元の規則と述べている。⁽³³⁾一方、④既判力理論と整合し得ないので、預決効力を否定すべきであると主張する説もある。⁽³⁴⁾

上記の諸説を踏まえて、王亜新教授は、「証拠規定」第9条1項4号（現時点の民訴法解釈93条1項5号）は直接に既判力を定める規定ではないと主張した。預決効力は、既判力との間に何らかの関わりがあるが、それと別の概念であり、効力が生じた裁判判決が後訴に対して生じうる各種の影響もしくは作用の手段規範と捉え、その影響もしくは作用には、証明効力が含まれるが、この限りでないとし、既判力概念を用いて説明できないから直ちにその効力を否定してはならず、類型化にして具体的分析を要するとされた。⁽³⁵⁾

預決効力の主観的範囲については、前訴当事者間にのみではなく、前訴との間の何らかの関係もしくはかかわりがある第三者にも及ぶ。その

立証は不要となり、反証も許されなくなる。」（田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）483頁。）

(32) 江偉、常延彬「論已確認事実的預決力」中国法学2008年第3期102頁以下。

(33) 紀格非「“争点”法律効力の西方様本与中国路径」中国法学2013年第3期117～120頁。

(34) 曹志勳「反思事实預決効力」現代法学2015年1月第37卷第1期131頁。

(35) 王＝陳・前掲注（28）10頁。

客観的範囲は、効力が生じた前訴判決に記載される事実（判決主文、争点を構成する主要事実、抗弁・再抗弁もしくは争いがない間接事実や補助事実など）が対象とされうる。⁽³⁶⁾この預決効力は、人民法院が確定した事実に一定の拘束力を与えるものであり、前訴当事者のみではなく、第三者にも及ぶことが特徴である。さらに、この預決効力の理論構成は既判力と紛らわしい部分があったため、重複起訴が規定される前は、最高人民法院の意見において「証拠規定」第9条（民訴法解釈93条）は「一時不再理」の判断基準でもあった。これを背景に、重複訴訟が民訴法で定められるに至った現在も、民訴法解釈93条に基づいて、第三者の新たな訴訟を却下する裁判官は存在する。そしてとりわけ、民訴法解釈93条の効力により、第三者に不測の不利益を与えるおそれのある事件うち、特定の性質のものが「虚偽訴訟」と呼ばれた。これは、預決効力を既判力であると誤解した結果であり、第三者取消訴訟制度創設の主たる理由でもある。

二 中国民訴法における虚偽訴訟について

1. 虚偽訴訟の紹介

第三者の事後的救済手段である第三者再審及び第三者取消訴訟制度を理解するため、さらに、その訴訟要件について検討するため、第三者取消訴訟制度の原因となった虚偽訴訟とは何かを理解しなければならない。中国民訴法における虚偽訴訟については、⁽³⁷⁾115条と⁽³⁸⁾59条3項において規

(36) 王＝陳・前掲注（28）18頁以下。

(37) 民訴法115条：「当事者間に悪意に共謀し、訴訟、仲裁、調解等の方式によって他人の合法的權益を侵害しようとする場合には、人民法院はその訴えを却下し、且つその情状の輕重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。」

(38) 民訴法59条3項：「前2項規定の第三者が、本人の責に帰さない事由のために訴訟に参加しなかったものの、法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあってその民事權益が侵害されることを証明する証拠がある場合、その民事權益侵害を受けたことを知り、又は知ることができた日から六月

定されている。これらの二つの条文は理論や法律体系に基づくものではなく、もっぱら社会問題に対して政策的に設けられた規定であると解される。⁽³⁹⁾ そのため、以下は民訴法115条、59条3項及び実体法上の規定を照らして虚偽訴訟とは何かを明らかにする。

2. 虚偽訴訟の内容

民訴法115条は、前訴当事者が虚偽で訴訟を通じて効力ある判決を騙取して、その判決を利用して他人（第三者）の權益の侵害を図る場合に、虚偽訴訟に当たると規定したものと解されている。第三者の權益については、実体法上の権利及び手続法上の権利と考えられるが、第三者の侵害されうる実体法上の権利又は民事訴訟法上の権利とは何かという問題については以下の検討を要する。

(1) 実体法上の權益侵害

第三者が前訴当事者間の確定判決によって実体法上の権利が侵害されることの前提として、当該確定判決が実体法上の法律関係を変動させることができるかという問題が出てくる。中国民訴法においてはこれに関する明確な規定が存在しないが、「物権法」28条（現中華人民共和國民法典229条⁽⁴⁰⁾）の文言にかかわらず、民事判決は実体法上の法律関係を変動させない⁽⁴¹⁾ということが原則とされている。例外的に、①共有財産に対す

以内に、その判決、裁定、調解書を下した人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院の審理を経て、訴訟請求が成り立った場合、原判決、裁定、調解書を変更し又は取り消さなければならず、訴訟請求が成り立たない場合、訴訟請求は却下される。」

(39) 任重「法律意義上の虚假訴訟存在吗」民事程序法研究2014年第12輯212頁。

(40) 物権法28条（現在は民法典第229条）：「人民法院、仲裁委員会の法律文書又は人民政府の徴収決定などにより、物権の設定、変更、譲渡又は消滅を招くに至った場合、法律文書、又は人民政府の徴収決定などにより発効日から効力を生じる。」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_031.pdf#search=%27中国物権法%27）

(41) 任・前掲注（39）213頁。

る分配の形成判決が出された場合、②契約を無効と判断した際の所有権回復の形成判決の場合にのみ、判決が物権法上の権利を変動させると論じられる。⁽⁴²⁾

したがって、確定判決の実体法上の効力だけを権益侵害の判断基準とするならば、これらの場合のみ第三者は再審もしくは取消訴訟を適用することになる。さらに、「判決の効力の主観的範囲」の部分で論じたように、民訴法解釈247条が既判力の相対性原則を貫徹するのであれば、前訴当事者間の確定判決は仮に前訴当事者の実体法上の権利を変動させることがあるとしても、その変動は前訴当事者間にとどまるため、第三者の実体法上の権益を侵害することは考えられ難い。

(2) 訴訟手続上の権益侵害

上述の通り、訴訟手続上の権益侵害の可能性については、既判力制度の相対性原則が貫徹されるのであれば、第三者は前訴当事者間の確定判決に拘束されないため、前訴当事者間の虚偽訴訟によって侵害されないのではないかという疑問がある。これに対して、任論文は「第三者への侵害は直接虚偽訴訟によるのではなく、他の要因も介入している」から、「中国民訴法立法及び司法事務の現状に基づけば、第三者は訴訟上の手続の権利が十分に保障されず、他人間の虚偽訴訟で自己の訴訟権利を行使できなくなる⁽⁴³⁾」と述べて、第三者は訴訟手続上の権益が侵害されることがありうるとする。その理由に関しては、「他の要因」を明らかにしなければならない。

3. 虚偽訴訟という概念に対する誤解

上述から、既判力相対性的原則が適用されれば、第三者は、虚偽訴訟に実体法上もしくは手続法上の権益が侵害されにくいことが判明したが、

(42) 任・前掲注(39) 213頁。

(43) 任・前掲注(39) 213頁。

中国民事訴訟法学及び司法実務上、既判力制度を無視すること、及び「物権法」28条の不明確性が問題となっているとの指摘がある⁽⁴⁴⁾。また、任論文は、「〔人民〕法院は、第三者取消訴訟の要件審査において、『錯誤がある裁判は一旦効力が生じたら訴外第三者の民事合法權益を侵害する』ことを判断基準とし、虚偽訴訟にならない行為をも虚偽訴訟行為と誤解している⁽⁴⁵⁾」と述べている。

他方で、確定判決の効力が主文及び事実部分につき、前訴当事者のみならず、第三者にも拡張される（「確定裁判効力の絶対効」と呼ばれる）と主張されることがあり⁽⁴⁶⁾、当事者だけではなく、司法機関も確定判決の効力について誤解があるため、第三者の事後的救済手段を保障することが重要であると説明された⁽⁴⁷⁾。その「他の要因」は、預決効力を既判力であるとされる誤解により起こされた混乱を意味するといえよう。

4. 他の背景

もともと中国民訴法は、真実発見を重視する職権探知主義を採用していた。近年、私的自治の原則を重視し、さらに、紛争の順調な解決及び訴訟効率のために、調解書の作用が益々重要になってきている。人民法院も訴訟を円滑に終わらせるために、調解書を人民法院が確認すれば、判決と同様の効力を与え⁽⁴⁸⁾としており、積極的に当事者間の調解に対応

(44) 任・前掲注 (39) 215頁。任論文には、既判力制度を「無視」することを論じたが、筆者は、預決効力過ぎないものを既判力と誤解すると理解すべきであると考えている。

(45) 任・前掲注 (39) 215頁。

(46) 肖建国＝黄忠順「論第三人撤銷的法理基礎」民事程序法研究第11輯廈門大学出版社2014年版35頁。この部分は預決効力の範囲と重なる。

(47) 任・前掲注 (39) 215頁。

(48) 根拠条文は、民訴法52条3項（当事者は、法により訴訟上の権利を行使し、訴訟に係る秩序を遵守し、法的効力が生じた判決書、裁定書及び調解書を履行しなければならない。）と59条3項などがある。

している。さらに、裁判上の和解だけではなく、当事者間の裁判外の和解を人民法院に提出した場合も、形式上の瑕疵がない限り、その調解書は判決と同様の効力を有すると認められる。人民法院は和解の形式のみを審査し、両当事者が形式上誠実に締結したものであれば、民訴法解釈⁽⁴⁹⁾ 93条により、調解書の効力が発することになる。調解書の内容に記載された事実は預決効力が発生し、それは、真実であると推測される。それに加えて、下級人民法院は、上級人民法院が認容した事実と反する事実認定をすることが望まないことなどの問題も存在する。⁽⁵⁰⁾

以上の背景により、前訴当事者間の悪意の共謀によって第三者の權益を侵害することになり、問題が深刻になったため、第三者の救済手段の検討が始まった。既判力制度の理論を周知させ、判決効の相対性原則を確定することも上記の問題の解決方法になるかもしれない。しかし、上記の問題に対する意識がまだ不十分であり、解決方法を採用する基礎がないようである。このような問題に対する対策として、中国民訴法には、「第三者再審」制度及び「第三者取消訴訟」制度が存在する。両制度はいずれも第三者の事後的救済手段と位置づけられ、また両制度が一見矛盾するようにも見えるが、それぞれ適用基準が異なる。そして、「第三者再審」制度が第三者の事後的救済手段として十分でないため、「第三者取消訴訟」制度が導入されるようになったという背景もある。

三 第三者再審について

1. 第三者の事後的救済手段

中国民事訴訟法においては、「第三者」の言葉遣いは統一的には用いられてはいない。民訴法59条3項は「第三人（第三者）」を用い、232条は

(49) 民訴法解釈93条1項5号は、「人民法院によって法的効力が生じた裁判によって確定した事実」と規定するが、「法的効力が生じた」という点から、「裁判」の中には調解書も含まれると解される（民訴法52条3項）。

(50) 任・前掲注（39）213頁。

「利害関係人」を用いるのに対して、234条には「案外人（訴外人）」という言葉が利用されている。言葉の表示は統一されていないが、いずれの概念も実質的な意味の違いはなく、①前訴に参加しておらず、②前訴当事者間の訴訟物あるいは執行対象となるものに対して独立請求権もしくは利害関係⁽⁵¹⁾を有する者を意味する。なお、本稿では「第三者」とする。

中国民事訴訟法において、第三者の權益を保護するための制度として、執行異議の訴え（民訴法232条）、第三者の取消の訴訟（民訴法59条）と再審（民訴法234条後半等）⁽⁵²⁾が設けられている。各制度の適用基準は、条文によって定められる。この中で本稿と関わりがあるのは、第三者再審と第三者取消訴訟となるため、この両制度をメインにその適用基準を検討する。

2012年に第三者取消訴訟が導入される以前、第三者は再審によって自己の事実主張・立証の権利を救済する途を得た。また、第三者取消訴訟が導入された後も、第三者再審が削除されずに残っている。第三者にとっ

(51) 張衛平＝任重「訴外第三人權益保障体系研究」法律科学西北政法大學學報2014年第六期133頁。

(52) 民訴法225条（現在は232条）：「当事者又は利害関係人は、執行行為が法律の規定に違反すると考える場合には、執行につき責任を負う人民法院に書面による異議を提出することができる。当事者又は利害関係人が書面による異議を提出した場合には、人民法院は、書面による異議を受領した日から十五日以内に審査しなければならず、理由が成立する場合には取り消し、又は是正する旨を裁定し、理由が成立しない場合には棄却する旨を裁定する。当事者又は利害関係人は、裁定に対し不服がある場合には、裁定の送達日から十日以内に直近上級の人民法院に対し再議を申し立てることができる。」（454頁）

民訴法227条（現在は234条）：「執行の過程において、事件外の者が執行の目的物について書面による異議を提出した場合には、人民法院は、書面による異議を受領した日から十五日以内に審査しなければならず、理由が成立する場合には、当該目的物に対する執行を中止する旨を裁定し、理由が成立しない場合には、棄却する旨を裁定する。事件外の者は又は当事者は、裁定に対し不服があり、原判決又は裁定に誤りがあると認める場合には、裁判監督手続により処理する。原判決又は裁定と関係がない場合には、裁定の送達日から十五日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。」（455頁）

ては、二つの救済ルートが重なる部分があり、一時的には適用について混乱も起きていた。具体的には、適用優先順位の問題や第三者同時申請場合の問題などが挙げられるが、民訴法解釈301条⁽⁵³⁾の施行により、第三者再審と第三者取消訴訟とが認められた場合に、再審が優先的地位にあると示され、この問題は下火になったようである。

2. 第三者再審⁽⁵⁴⁾について

日本民訴法においては第三者を再審の原告適格主体としないのが原則である。中国民訴法においても、一般的に、訴訟当事者のみが再審の原告適格を有する。しかし他方で、民訴法234条後半及び「〈中華人民共和國民事訴訟法〉審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院⁽⁵⁵⁾の解釈⁽⁵⁶⁾」（以下「監督解釈」と略す。）5条は、第三者の再審原告適格

(53) 吉村＝上田・前掲注（11）739頁。民訴法解釈301条（現在は299条）：「第三者取消しの訴えと原审当事者申立ての再審との関係」（翻訳に不足があり、原审当事者のみではなく、第三者による再審の場合も含まれる。特に、この条文の目的は、第三者再審と第三者取消訴訟の優先関係をめぐる混乱を解決する点にあると解されている）

「第三者取消しの訴えの事件審理期間において、人民法院が発効した判決・裁定・調停書に対する再審の裁定を行う場合、第三者取消しの訴えを受理した人民法院は、第三者の訴訟請求を再審手続に併合する裁定を下さなければならない。但し、原审当事者間での悪意通謀による第三者の合法的権益の侵害を証明する証拠がある場合、人民法院は第三者取消しの訴えの事件を先行し、再審訴訟を停止する裁定を下さなければならない。」

(54) 中国民訴法においては、第三者取消訴訟という制度と訴外第三者再審という制度が設けられている。前者は新たな訴訟と位置づけ、後者は再審に位置付けられると思われる。

(55) 2008年11月10日最高人民法院審判委員会第1453回会議通過（法釈〔2008〕13号）

(56) 住田尚之訳、ICD NEWS 第38号（2009年3月）146～147頁。（2020年修正において削除されたが、なお基準を示唆する価値がある。）

「第三者が原判決、裁定又は調解書で確定された執行の目的物に対して権利を主張し、かつ新たな訴訟を提起して紛争を解決することができない場合、判決、裁定又は調解書が法的効力を生じてから二年以内に、又は権益が損なわれたこと

を認めている。民訴法234条後半は「訴外人〔第三者〕又は当事者は、裁定に対し不服があり、原判決又は裁定に誤りがあると認める場合には、裁判監督手続〔再審〕により処理する」と規定している。これは、第三者が執行手続中に執行異議の訴えを提起したが、「棄却する」旨の裁定が下された場合の第三者再審の原告適格を認める。

また、第三者再審の要件は監督解釈5条によって定められている。それによれば、第三者が執行の目的物に対して権利を主張すること、第三者が新たな訴訟を提起できないこと、及び判決・裁定又は調解書が法的効力を生じてから2年以内もしくは知るべき日から3ヶ月以内等の要件が含まれる。この要件の中で議論となりうるのは、監督解釈5条に規定されている「執行の目的物」の範囲、「執行の目的物」に対して主張できる権利の範囲、新たな訴訟を提起できない基準及び再審原告の問題がある。このうち、「執行の目的物」を拡大して、執行異議の訴えが棄却された「裁定」を第三者再審の要件としない論者がいる。⁽⁵⁷⁾その理由につき、監督解釈5条1項と2項を分けて規定する意味がないと指摘される。⁽⁵⁸⁾これは、執行手続に進まない段階でも第三者再審が認められるべきとの解

を知った日若しくは知るべき日から三か月以内に、原判決裁定を行い、又は調解書を作成した人民法院の上級の人民法院に再審を申し立てることができる。

執行過程で、第三者が執行の目的物について書面による異議を提出した場合、民事訴訟法第202条（現行民訴法、第232条）の規定に従って処理する。」

- (57) 第三者再審の原告適格については、あまり議論されておらず、前訴の訴訟物もしくは訴訟請求に対して独立請求権を有するか、有しないかは人民法院の判断基準にならないようである。

以下、民訴法の翻訳については、独立行政法人日本貿易振興機構北京事務所知的財産部『中国模倣対策マニュアル』2021年3月（<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2021/09/2b371b33ca556398813fd3e1435aa535.pdf>）による。

- (58) 呉・前掲注（29）151～157頁。

- (59) 盧正敏「論訴外人申請再審制度中的適格訴外人」厦門大学学報（哲学社会科学版）2012年第1期（総第209期）50頁。

積を意味する。

再審が認められる事案としては、主に以下の三つの場合がある。①人民検察院の抗訴による再審、②人民法院の職権による再審、③訴外第三者が監督解釈5条を利用せず、前訴が虚偽訴訟であることを理由としての再審である。⁽⁶²⁾なお、①②の場合、規定上は当事者の申立てなく再審が開始されることがあり得るが、実際には第三者による申立てに基づくことがほとんどである。また③は、厳密な意味では再審事由の主張に基づく再審ではないが、第三者が判決の誤りを主張することを通じて、人民法院又は検察院による判断是正を促す意味で、再審と同様な機能を有する申立てとなる。

(60) 抗訴とは、法的権限を持つ機関（検察院）が国を代表して監督権を行使し、誤りがあると認めた第一審の判決又は裁定について、直近上級の人民法院に再度裁判を行うよう請求する訴訟行為である。

民訴法208条（現在は215条）：「最高人民検察院については既に法的効力を生じた各級人民法院の判決、裁定に関して、第200条（現在は207条）に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国益、公共の利益を害することを発見した場合には、抗訴を提起しなければならない。

地方の各級人民検察院が、既に法的効力が生じた同級人民法院の判決、裁定について、第200条（現在は207条）に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国益、公共の利益を害することを発見した場合には、同級の人民法院に検察の提案を提出し、且つ上級人民検察院に報告することができる。また上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。」

(61) 民訴法198条（現在は205条）：「各級の人民法院の院長は、既に法的効力が生じた当該法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、裁判委員会に提出し、討論の上で決定しなければならない。」

最高人民法院は、既に法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決、裁定、調解書について、また上級の人民法院は、既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、それぞれ再審し、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。」

(62) 浙江省寧波市中級人民法院（2012）浙甬慈商申字第九〇号民事裁判書。同事案では、前訴当事者が虚偽訴訟で債務を免れようとしたことが再審事由になった。

また、虚偽訴訟であったことが明らかになる実際上の原因としては、警察及び検察の調査によるものと刑事事件の判決によるものが多数である。それらの原因がない限り、訴外第三者にとって前訴が虚偽訴訟であることはほぼ証明できないため、第三者再審の申立てはほとんど認められてこなかった。中国民訴法の実務においては、上記の問題があり、第三者再審という制度が第三者の利益を保護するのに不十分であったことから、第三者取消訴訟という制度が登場した。

四 第三者取消訴訟（民訴法59条3項⁽⁶³⁾）

第三者取消訴訟制度は2013年から施行されたが、それに至るまでに三つの段階（比較法に基づく台湾及びフランス法における第三者による判決の取消しの紹介、立法に導入するかどうかの検討、適用に消極的な説と積極的な説の論争⁽⁶⁴⁾）を経て長年の議論がされていた。筆者は、中国の民訴法ではこの制度の基礎となる訴訟物論と判決の効力（既判力の主観的範囲及び客観的範囲）についての議論が十分に検討されていないこと、預決効力と既判力の実務上の誤解、学界と実務との間の交流が少ないこと、職権探知主義からいきなり当事者主義が導入されたことなどが要因となって、第三者取消訴訟制度の適用に混乱をきたしていると考える。中国民訴法学界では、第三者取消訴訟という制度の法理の基礎と理論構成の研究（立法目的と適用問題）、及びその原告適格の問題をメインに議論されていた。

(63) 第三者取消訴訟の適用をめぐる議論に終止符を打ったのが、2021年に出版された『第三人撤銷之訴案件裁判規則』（王毓莹主編、法律出版社2021年7月）である。この本は、最高人民法院に所属する“中国応用法学研究所”（最高人民法院の学術研究機関であり、最高人民法院や地方の裁判官と国家法官法院及び大学の専門教授などがメンバーである）が“類案同判”という最高人民法院の方針を実現するために、データを収集・整理し、判断規則を提示している。第三者取消訴訟についてのガイドラインと位置付けられる。

(64) 任重「回歸法的立場：第三人撤銷之訴の体系思考」中外法学2016年第1期140頁。

1. 立法目的

立法過程において、第三者取消訴訟という制度は「2012年民事訴訟法修正案（草案）」第3回⁽⁶⁵⁾の審議にてはじめて提案された。当時の状況に關してはかならずしも明らかになっていないが、報道によれば、当時、ある委員は虚偽訴訟に關して、民事訴訟を妨害した者に対して強制措置を利用するほか、民訴法上でも第三者に何らかの救済手段を与えるべきという発言をした⁽⁶⁶⁾。第三者の事後的救済手段としては、新たな訴訟の提起、第三者再審及び第三者取消訴訟が考えられる。当時、最高人民法院は「わが国の訴訟手続体系、伝統的訴訟制度及び現実の要件に基づいて、従来の再審手続をもとに、さらに第三者再審の申請手続を充実する」方法⁽⁶⁷⁾を提案した⁽⁶⁸⁾。これに対して、学者代表は、フランス及び台湾地域の第三者による判決の取消しの訴えの導入を提案した⁽⁶⁹⁾。立法機関は、第三者取消訴訟

(65) 任・前掲注(64) 140頁脚注2：草案1と草案2には、第三者取消訴訟に関する案がなかったため、立法経緯について十分に検討されなかった。

(66) 陳麗平「民事訴訟法修改：増加対訴外被侵害人的救済程序」法制日報2012年8月28日第2版。

(67) 訴訟物もしくは裁判結果に対して法律上の利害関係を有する訴外第三者は、自己の責めに帰することができない場合に、訴訟に参加しなかった、又は効力が発生した判決が自己の合法的利益が侵害された場合に、前訴の人民法院への再審申請ができる。

(68) 奚晓明「中華人民共和國民事訴訟法」修改条文理解与適用2012年版」人民法院出版社102頁。

(69) 江偉教授が2005年に提案した立法提案においては、事件に法律上の利害関係を有する第三者が自己の責めに帰することができない事由によって訴訟に参加できなかった場合で、それにより裁判結果に影響することができる事実もしくは証拠を提出できなかった場合には、その他の手続によって救済を受けるほか、双方（前訴）当事者を共同被告として、原判決を取り消す訴えを提起することができるとされた。（『《中華人民共和國民事訴訟法》修改建議稿（第三稿）及立法理由』人民法院出版社、2005年3月295頁）。これに対して、楊榮馨教授は、第三者取消訴訟制度を判決確定後の救済手段として位置づけ、そして、救済を受けるためにその他の手続を利用できない場合に、双方（前訴）当事者を共同被告として、法律効力が生じた判決、裁定、調解書における、自己に不利な判断部分の取消しを

を導入するに至ったが、フランスもしくは台湾地域の制度の導入ではなく、⁽⁷⁰⁾ 第三者の訴訟参加制度に基づく第三者取消訴訟制度を作り上げた。王亜新教授は、第三者取消訴訟の立法目的について、①訴訟に参加することができなかった者に対する手続保障及び既判力の拡張によって拘束される者に対する救済手段と②前訴両当事者の虚偽訴訟から第三者の合法权益を保護する事後救済手段をあげられている。⁽⁷¹⁾ これに対して、第三者の救済に注目して、確定判決によって実体法上の權益が侵害された第三者に救済手段を提供することを立法目的とすべきであるという意見もあった。⁽⁷²⁾

2. 第三者取消訴訟の適用問題

第三者取消訴訟制度に対しては、立法による制度創設後においてもなお、適用に消極的な説と適用に積極的な説の間に争いがある。⁽⁷³⁾ 消極説の立場は、ドイツと日本の民訴法の基本原則を論拠として、主に当制度が既判力など基本原則との間で矛盾することを主張する。張衛平教授は、

請求できるとした(楊榮馨編『《中華人民共和國民事訴訟法》(專(門)家意見稿)立法理由及建議』。張衛平は独自の意見書を提出していた(未調査)。ただし、いずれも第三者が虚偽訴訟により不利益を甘受する理由についての説明がなかった。

(70) 筆者が調査した限り、現時点で第三者取消訴訟制度を有する国及び地域は、中国大陸、台湾、フランスを除き、ケベック州(カナタ)、マカオのみとなる。

(71) 王亜新「第三人撤銷之訴の解釈適用」人民法院報2012年9月26日、第7版。

(72) その代表者は、呉・前掲注(29)158～159頁。張衛平「中国第三人撤銷之訴的制度構成与適用」中学法学2013年第2期171頁。この意見によると、民訴法59条1項及び2項に規定する第三者の範囲を拡大する解釈をとるべきである。

(73) 陳剛「第三人撤銷判決訴訟の適用範圍－兼論虚假訴訟の責任追究途徑」人民法院報2012年10月31日第7版、董露・董少謀「第三人撤銷之訴探究」西安財經学院学报2012年第6期99～102頁。

(74) 王・前掲注(71)。王亜新＝劉君博「有關第三人撤銷之訴的另一種思考」民事訴訟程序法研究第11輯2014年版12頁以下。また、本稿(Ⅱ四4)で引用する原告適格をメインに論じる論文も、積極的適用を前提にしている。一方、限定適用論を主張する学者もいるが、実質的には積極説に分類することが可能であるので、ここでは省略することにする。

既判力の相対性的原則を実現することができれば、第三者の利益を保護する目的が実現できるし、第三者取消訴訟の存在する意味もなくなると主張された。⁽⁷⁵⁾ この問題については、積極説をとる論者によってまだ解決されていないところであるが、積極説の立場からは、既判力制度概念との矛盾を棚上げして、民事裁判の実務から、第三者にとって、通常の救済手段が効かないため、特別の救済手段が望まれたとされる。⁽⁷⁶⁾ 適用消極説と適用積極説の間で激しい議論が交わされ、司法実務では実際にこの制度を利用する際に統一的基準がなく、第三者取消訴訟の適用には混乱が起きていた。特に、虚偽訴訟により自己の利益が侵害された第三者には、他人の訴訟間の裁判結果に法律上の利害関係がある者だけではなく、他人の訴訟間の裁判結果に事実上の利害関係がある者も含まれるという意見もある。⁽⁷⁷⁾ その後、第三者取消訴訟は施行から数年経て、中国民訴法の一部として定着している。

3. 第三者取消訴訟の訴訟要件

中国民訴法59条によれば、第三者取消訴訟の提起要件としては、①「前2項規定の当事者」（主体的要件）が②「本人に帰さない事由のために訴訟に参加しなかったこと」（手続的要件）③「法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあること」（実体的要件）④「第三者の民事権益が侵害されることを証明する証拠があること」（結果的要件）⑤これらを「知り、又は知ることができた日から六月以内」（時間的要件）⑥「その判決、裁定、調解書を下した人民法院に提起すること」

(75) 張・前掲注 (72) 173頁。張衛平「第三人撤銷判決制度的分析与評估」比較法研究2012年第5期11頁以下。

(76) 劉東「回歸法律文本：第三者撤消之訴原告適格再解釋」中外法学2017年、第5期1313頁。以後、中国民訴法学会及び実務界はほとんど積極説を前提として、第三者取消訴訟の実施要件をめぐって議論を行っていた。

(77) 陳・前掲注 (73)。

(78) 管轄的要件) というものがある。その中でも特に、第三者の原告適格の問題が前訴判決の効力の主観的範囲などの議論に繋がるため、議論の中心であった。

4. 原告適格

中国民訴法59条3項により、前2項（独立請求権を有する者と独立請求権を有しない者（独立請求権を有しないが、案件処理結果に法律上の利害関係がある者））が規定する第三者のうち、「前訴に参加しなかった」第三者が原告適格を有する。これは、前訴があったことについて知ることができなかった場合と、前訴に参加を申し立てたが認められなかった場合、及び自己の責めに帰することができない理由で前訴に参加できなかった場合に第三者の原告適格を認める。

(1) 第三者の原告適格問題

中国民訴法の伝統上、裁判、裁定もしくは調解書は、一旦効力を発したら、預決効力が発生することが推測される（民訴法解釈93条1項5号）。これは、裁判の主文及び確認事実の効力であり、第三者にまで及ぶということは既に論じたが、既判力の相対性に対する裁判官の理解が未だに十分ではない現時点では、第三者は、新たな訴訟を提起しても、新訴が前訴確定判決の既判力に抵触するとして受理されないなど、自分のために主張・立証する機会が保障されない場合がある。さらに、既判力の相対性原則が実務上貫徹され、第三者が新たな訴訟を提起することができるようになっても、前訴で確認した事実の預決効力が発生するため、それに反する事実の主張・立証が困難になり、結局、敗訴してしまう。以上の理由も考えると、第三者に訴訟手続上の保障を与えることを、第三者取消訴訟制度の目的とすべきであろう。学説及び実務上も、積極説を

(78) 奚・前掲注(68) 104～108頁。第三者の事後的救済手段（Ⅱ三1）のところで論じたが、新たな訴訟を提起できないこと及び再審を提起できないことも要件となりうる。

前提としつつ、59条に規定される「第三者」の範囲を拡大して、第三者の原告適格を認めている。以上の事情もあり、これから、学説及び実務上、どのような手法で原告適格を拡大しているのかを見てみたい。

（2）学説上の解釈論

① 体系解釈（王亜新）

王教授は、「自己の責めに帰さない事由のために、訴訟に参加しなかった第三者は法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあってその民事權益が侵害されること」という手続的要件、実体的要件及び結果的要件を重視して、時間的要件を満たす第三者であれば、⁽⁷⁹⁾ 第三者の原告適格を認めるという体系解釈方法をとっている。

② 拡張解釈（肖建華ら）

紛争解決の実効性及び必要性の立場から、判決の既判力もしくは争点効により不当に影響を受ける第三者は原告適格を有するとされる学説である。この説に基づけば、当事者の一般債権者、前訴当事者の法律関係を承継した者、さらに実体法もしくは訴訟法上の被代理者は原告適格を有する第三者とされる。⁽⁸⁰⁾

③ 目的解釈（吳澤勇）

第三者再審は、ある程度虚偽訴訟を防止することができるが、虚偽訴訟を防止するための制度ではないし、特に債権が侵害された第三者を救済できない（事例につき本節(3)⑤「詐害訴訟によって權益を侵害された一般債権者」参照）。そのため、吳教授は、中国民訴法の第三者再審制度を踏まえ、第三者再審はこの第三者を救済する一般的手段とはならないと主張している。第三者取消訴訟は、第三者の実体法上の權利を保護することを目的とすべきであり、第三者の原告適格の審査基準を厳しくすべきではないと論じ、より緩やかな基準で、幅広く、第三者の原告適格を認

(79) 王亜新「第三者撤銷之訴訟原告適格的再考察」法学研究2014年第6期133頁。

(80) 肖建華＝李美燕「論第三人撤銷之訴之原告範圍」内蒙古社会科学（漢文版）2014年第2期81頁。

める意見である。⁽⁸¹⁾

④ 比較法解釈（呂娜娜）

フランス法と台湾地域法の第三者取消訴訟制度を比較し、原告適格を有する第三者の範囲を論じる。「法律權益」を第三者の判断基準とすべきであると述べる学説である。⁽⁸²⁾

(3) 実務上の検討

① 独立請求権を有する第三者

通説によれば、独立請求権とは、他人間の訴訟の訴訟物に対して実体法上の権利を主張でき、原告と被告が争う実体法上の権利が自己に帰属すると請求することのできる第三者の権利と定義づけられている。これ⁽⁸³⁾に対して肖建華教授は、「民訴法59条1項に規定される『独立請求権』とは、第三者が他人間の訴訟における訴訟物に対して独立請求権を有するもしくは訴えの利益を有する者」と述べている。独立請求権の意義の検討に当たっては、たとえば、以下のような事例が挙げられる。

事例三：個人Aは、レンタカー会社Bから自動車をレンタルした後、AがB会社の職員と書類を偽造し、同自動車を購入したという外観を作出した。Aは、個人Cから金銭を借り受け、その際に同自動車に質権を設定した。返還期日が到来した後、CはAに対して貸金返還請求訴訟を提起した（前訴）。人民法院は、Cの請求を認め、質権を設定した自動車の競売を認めた。これを知った会社Bは、自己が自動車の所有者であり、前訴の独立請求権を有する第三者であると主張して、第三者取消訴訟を提起した（後訴）。第一審は、会社Bの損害については、Aに対して損害

(81) 呉・前掲注（29）155頁以下。

(82) 呂娜娜「第三人撤銷之訴關鍵問題探析」広西民族大学学报（哲学社会科学版）2014年第2期137頁。

(83) 全国人大常委会法制工作委员会民法室編『中華人民共和国民事訴訟法条文説明、立法理由及相關規定（2012年修正版）』北京大学出版社2012年84頁。江偉＝傅郁林編『民事訴訟法（第三版）』北京出版社2015年版145頁。

(84) 肖建華「主參加訴訟的詐害防治功能」法学雑誌2000年第5期30～31頁。

賠償を請求すべきであると主張して、会社 B の請求を認めなかった。これに対して、第二審は、会社 B の請求を認め、前訴判決を取り消した。⁽⁸⁵⁾

事例四：会社 A は、競売で甲土地の使用権を取得した。しかし、会社 C は甲土地に抵当権を有していた。その後、何らかの事由を経て、会社 A は前主会社 B に対して、甲土地に対して、合法的な（担保権が付いていない）使用権を有すると主張して確認訴訟を提起し、認容判決を獲得した（前訴）。その結果、甲土地に抵当権がないということが判決によって確定されることになる。すなわち、会社 C は抵当権者であると主張しにくくなる。これを知った会社 C は、甲土地に設定した抵当権に基づき、自己の優先的に弁済を受ける権利が侵害されたことを理由として、第三者取消訴訟を提起した（後訴）。会社 C の適格について、人民法院は、前訴における訴訟物は、甲土地の使用権者が会社 A であるため、会社 C が、訴訟物に対して自己の権利の主張ができ、独立請求権を有する第三者に該当するとして、第三者取消訴訟の原告適格を認めた。⁽⁸⁶⁾

事例五：会社 A は、融資を受けるために、銀行 B との間で、自己が所有する不動産（建物）甲、乙、丙らに根抵当権を設定した。その後会社 A は弁済不能となり、2012年5月に、銀行 B は、会社 A に対して貸金返還訴訟を提起した。2014年2月に、銀行 B が不動産甲の競売に優先弁済権を有するという内容の和解合意が成立した。一方、2013年8月に、会社 C は、会社 A を被告として、上記不動産甲の売買契約書の有効性の確認、不動産甲の一部の所有者であること、そして不動産甲の一部の移転登記の請求を主張した。人民法院は民事調解書を作って、会社 C の請求

(85) 湖南省長沙市中級人民法院（2014）長中民二終字第04815号民事判決書。湖南瀏陽市人民法院（2014）瀏民初字第310号民事裁判書。

(86) 土地の私有が認められない中国では、農村地域において農地の使用権の争いが生じうる。前訴判決で特定農地の使用権が前訴のいずれかの当事者に帰属すると判断された場合、第三者は、その判断に反する事実の主張・立証の可否が問題となる。同類型のものとして、宅地使用権などがある。

(87) 広東省広州市中級人民法院（2014）穗中法民五終字第1761号民事判決書。

を認めた（前訴）。これを知った銀行 B は、第三者取消訴訟を提起した（後訴）。人民法院は、「中華人民共和國物権法」191条2項⁽⁸⁸⁾により、前訴当事者が不動産甲に根抵当権が設定されていることを人民法院に伝えずに調解書を確定させたことは、抵当権者の利益を侵害するとして銀行 B の請求を認めた。⁽⁸⁹⁾ 本事案では、人民法院は、B が独立請求権を有する第三者であるかは明らかにしていないが、有力説は、B は他人間の訴訟における訴訟物に対して独立請求権を有するもしくは訴えの利益を有するので、独立請求権を有する第三者であると述べる。⁽⁹⁰⁾

実務上、第三者取消訴訟における独立請求権を有する第三者については、以下の有力説が採用されているようである。すなわち、他人間の訴訟における訴訟物に対して独立請求権を有するもしくは訴えの利益を有する者が、民訴法59条3項に規定される独立請求権を有する第三者となる。人民法院は①第三者の所有物が前訴判決によって侵害された場合（事例三）⁽⁹¹⁾、②第三者の用益物権が前訴判決によって侵害された場合（事例四）⁽⁹²⁾、③第三者の抵当権が前訴判決によって侵害された場合（事例五）⁽⁹³⁾に、第三者の原告適格を認めている。加えて、第三者の優先弁済権などが前訴判決によって侵害された場合も、独立請求権を有する第三者として、第三

(88) 「抵当期間に、抵当権設定者は抵当権者の同意を経ずに、抵当財産を譲渡してはならない。但し、譲受人が債務の返済の代わりに抵当権を消滅させる場合はこの限りではない。」

(89) 浙江省台州市中級人民法院（2014）浙台撤終字第一号民事判決書。

(90) 劉・前掲注（76）1307頁。

(91) 判決の「預決効力」が訴外の第三者に及ぶから、前訴判決で確定された「所有者」は前訴当事者一方に帰属すると判断されると、第三者は、これを反する事実の主張・立証が困難となる。第三者の所有物が前訴判決によって侵害された場合に、独立請求権を有する第三者とされて、原告適格を認めている。

(92) 前掲注（86）。

(93) 事例四以外に、ある抵当権者が抵当権設定者と同順位にある他の抵当権者との間の裁判により、自己の権利が実現できない場合と、抵当権設定者が対象財産を他人に売却した場合が考えられる。

者の原告適格を認めている⁽⁹⁵⁾。

② 独立請求権を有しない第三者

独立請求権を有しない第三者とは、他人間の訴訟結果に対して法律上の利害関係（直接的又は間接的法律関係を意味する⁽⁹⁶⁾）を有しつつ、訴訟に参加する者と定義されている⁽⁹⁷⁾。訴訟物に対して独立請求権を有しない第三者が訴訟に参加する要件としては、原告被告間の訴訟の裁判結果に対し法律上の利害関係を有することとされる⁽⁹⁸⁾。さらに、学説は、独立請求権を有しない第三者を「補助型第三者」と「被告型第三者」に分けることが可能であると示している⁽⁹⁹⁾。「被告型第三者」は、判決によって民事責任を負う第三者であり、人民法院は、「第三者が責任を負う」という判決を下す場合に、職権で第三者に訴訟告知を行う。第三者が訴訟告知なしに責任負担の判決書を送達された場合、通常の再審を提起することができるから（59条2項）、第三者による判決の取消しの原告適格はない。

これに対して、「補助型第三者」が、第三者取消訴訟の原告適格を有する場合がある。民訴法解釈82条後段によれば、独立請求権を有しない第三者が前訴に参加した場合には、「民事責任を負う判決がなされた場合、控訴を提起する権利を有する」ため、一次的な救済手段は、控訴となる。独立請求権を有しない第三者が第三者取消訴訟の原告適格を有するかどうかは、当該第三者が訴訟に参加したかどうかによって判断するよう

(94) 工事建設における請負人が有する優先弁済権は、担保権者が有する担保権より優先的に弁済を受けることができる規定が考えられる（民法807条）。

(95) 劉・前掲注（76）1305頁以下。

(96) （2017）最高法民終63号

(97) 江偉＝傅郁林編・前掲注（83）162頁。

(98) 「法律上の利害関係とは、本訴原告か被告の一方が敗訴した場合に、第三者の権利主体としての地位が否定もしくは揺れるがされる、又は第三者が敗訴した被告に求償訴訟を提起されるおそれがあることをいう」吉村＝上田・前掲注（11）195頁（小嶋明美執筆）。

(99) 張衛平「“第三人”：類型划分及展開」民事程序法研究（第1輯）2004年版84頁。

ある。すなわち、前訴に参加しなかった「補助型第三者」は、原告適格を有するとされている。

一方、実務においては、独立請求権を有しない第三者の範囲について、未だ明確な定義が存在しない。一般的に、本訴の当事者間の法律関係と訴外第三者との間に牽連性があるかどうかという基準で、独立請求権を有しない第三者に該当するかどうかを判断する。だが、「牽連性」という基準自体が不明確という問題もある。「紛争の一回的解決」という目的を追求するために、人民法院は「法律上の利害関係」を拡大して、より広く独立請求権を有しない第三者を認めている⁽¹⁰⁰⁾。最高人民法院は、「原則として事案処理の結果によって第三者の利益が影響を受ける」場合には法律上の利害関係があるとして、民訴法59条3項にある第三者の原告適格を認めている⁽¹⁰¹⁾。以下は、実際に人民法院が第三者の原告適格を肯定した事例の一部である。

事例六：A 会社は会社の祝典に芸能人の出演を B 会社へ委任した。その後 B 会社は C 会社との間に「サービス契約」を締結し、C 会社の芸能人が祝典に出演することに合意した。しかし、A 会社は何らかの理由で、B 会社に祝典を開催しないことにしたと通知した。そして、B 会社は祝典を開催しないことを C 会社に連絡した。通知を受けた C 会社は「芸能人は祝典ための準備及びスケジュールの調整を行った」などを理由として、B 会社に対して損害賠償訴訟を提起した。この訴訟に A 会社は参加する機会がなく、人民法院は C 会社の請求を認容した（前訴）。

この前訴判決に基づいて、C 会社に損害があったこと及び損害額が真実であると推定される。そして、B 会社は前訴判決をもって A 会社に対して損害賠償訴訟を提起することができる。その際 B 会社は、「判決の証拠」があるから、後訴において人民法院は B 会社の請求を認めるだろ

(100) 劉君博「第三人撤銷之訴原告適格問題研究－現行規範真的無法適用嗎？」中外法学2014年第1期266頁。

(101) 奚・前掲注（68）62頁。

う、と期待する。B 会社にとっては、前訴において全て自白しても、自己には損が出ないから、争う動機がない。

そこで、後訴での損害賠償請求を避けるために、A 会社は、前訴判決に確定された事実を取り消し、後訴で追及されることを防ぐ目的で第三者取消訴訟を提起した。⁽¹⁰²⁾

事例七：個人 A が運転した車と B 会社所有のタクシーが衝突し、タクシーの乗客 C を怪我させた（明白ではないが、事故発生の原因は A に責任があると想像される）。乗客 C は、まず B 会社を相手として、扶養する父母の生活費用までを含める賠償請求訴訟を提起した。人民法院は、乗客 C の全ての請求を認めた（前訴）。その後、B 会社は個人 A を相手として、前訴に乗客 C に対して支払った費用を請求する訴訟を提起した（後訴）。後訴において、人民法院は B 会社の請求を認容した。（その認容した理由については明らかではないが、前訴で「C が扶養する父母の生活費用を含める」と判断されたことが考えられる。）A は、C が父母を扶養していないことを知り、その事実を主張して、前訴において確定された C の父母の生活費部分の判決の取消しを目的として、第三者取消訴訟を請求した。⁽¹⁰³⁾

事例八：A は自己の所有する不動産を B に 28 万円で売却し（契約 1）、その後 B は 31 万円で C に当該不動産を売却した（契約 2）。さらに何らかの理由で、A が C との間に不動産の売買契約を締結し、A は 50 万円で上記の不動産を買い受けた（契約 3）。

A は B に 28 万円で売った不動産を C から 50 万円で買い戻すのを回避するために、B を相手にして、契約 1 は無効であるという確認訴訟を提起した。審理中に A と B は調解書を締結した（B は契約 1 が無効であると認めた。虚偽の内容で調解書を成立させる通謀があったと推測される）。第三者 C は当該調解書の内容が自己の民事合法權益を侵害したことを理由とし

(102) 広東省広東市中級人民法院（2013）穗中法民二終字第1280号民事裁決書。

(103) 北京市西城区人民法院（2013）西民初字第9585号民事判決書。

て、調解書を取り消すために、第三者取消訴訟を提起した。⁽¹⁰⁴⁾

事例九：Aの父親はBの紹介で、C会社の倉庫の仕事をしていた。給料を支払ったのはBであった。Aの父親は、ある日の朝、事故により死亡した。AはC会社を被告として賠償請求訴訟を提起した。人民法院は「C会社とBの間に契約関係があり、Bは契約内容に基づき」、C会社にある物の「保管義務を有し」、Aの父親がそのBの保管義務を果たすために働いていたとし、Aの父親とCとの間の労務関係を否定し、Aの請求を棄却した。（前訴判決内容はAの請求を棄却すると書かれているが、Aは新たにBを相手とし、前訴判決によって判断された「Aの父親がそのB保管義務を果たすため働いていた」という内容を証拠として後訴に提出すれば、勝訴の可能性が相当高いと思われる。）。これを知ったBは、訴訟に参加しなかったことで、C会社提出した資料のみで判断した判決が自己の権利を侵害したことを理由として、前訴判決理由中の判断を取り消すために、第三者取消訴訟を提起した。⁽¹⁰⁵⁾

上記の事例の第三者は、かならずしも中国民訴法59条3項に規定されている「独立請求権を有する第三者」又は「独立請求権を有しない第三者」に該当するとは限らないが、「判決効力」によって後訴の敗訴に繋がるし、自己の権利（特に訴訟上の手続保障）が侵害される。そのため、人民法院は独立請求権を有しない第三者の範囲を拡大し、解釈によって第三者の原告適格を認めていると思われる。これは、実質的に、第三者の手続保障を守るためであるが、この点につき立法上及び解釈上は十分に認識されているとはいえない。

③ 必要的共同訴訟人

必要的共同訴訟とは、当事者の一方もしくは双方が二人以上で、同一の訴訟物関係のもとで訴訟物に対して合一に確定されなければならない

(104) 浙江省温州市中級人民法院（2013）浙温民終字第1578号民事判決書。

(105) 河南省鄭州市中級人民法院（2015）鄭民一終字第537号民事判決書。

共同訴訟を指す。⁽¹⁰⁶⁾ 実務において、後訴を提起する段階で前訴の必要的共同訴訟人であることが明確な場合は、中国民訴法200条8号による再審、もしくは同法59条3項による第三者取消訴訟が認められる。⁽¹⁰⁷⁾

民訴法200条8号は、訴訟に参加すべき当事者が本人もしくはその訴訟代理人の責めに帰さない事由により訴訟に参加できなかった場合に、再審を提起できると規定している。また、「監督解釈」⁽¹⁰⁸⁾ 42条によれば、①必要的共同訴訟人は原審における当事者と扱われる。②再審を提起する際に原判決全部を審理対象とするほか、必要的共同訴訟人は再審を提起する際に、異議がある部分のみを審理対象とすることも可能である。すなわち、必要的共同訴訟人は、再審と第三者取消訴訟双方の原告適格を有する第三者となりうる。しかし、必要的共同訴訟人による再審は、前訴手続に瑕疵があることを重視するのに対して、第三者取消訴訟は効力が発生した裁判によって第三者が不利益を受けたことを重視することから、学説上、必要的共同訴訟人は第三者取消訴訟の原告適格を有しないとすべきであると主張されている。⁽¹⁰⁹⁾ 一方、当初の立法機関の資料によると、

(106) 江偉＝傅郁林編・前掲注（83）145頁。

(107) 王・前掲注（79）136頁。第三者取消訴訟が提起される際に、人民法院は必要的共同訴訟人を「独立請求権を有する第三者」と扱い、原告適格を認めている。

(108) 住田訳・前掲注（56）152頁。

「第三者が人民法院に対して再審の裁定を申し立てた場合に、人民法院が審理を経て、第三者が必要な共同訴訟当事者であることを認識し、第一審手続に従って再審を行うときは、第三者を当事者として追加し、新たな判決を下さなければならない。第二審手続に従って再審を行い、調解を経ても合意に達することが困難なときは、原判決を取り消し、原審に差し戻さなければならない。差し戻審では第三者を当事者として追加しなければならない。

第三者が必要な共同訴訟者ではない場合、現判決に対して異議を提出した部分の違法性のみを審理し、かつ審理の状況に基づいて原判決の関連条項を取り消すか、又は再審請求を棄却する判決をしなければならない。原判決の関連条項を取り消す場合、第三者及び原審の当事者に対して、新たな訴訟を提起して関連紛争を解決しなければならない。」

(109) 呉・前掲注（29）163頁。王・前掲注（79）136頁。

前訴の必要的共同訴訟人は、自己の利益が侵害されたことを理由として、⁽¹¹⁰⁾ 第三者取消訴訟の原告適格を有するとされた。

ただし、実務の適用においては、固有必要的共同訴訟における共同訴訟人⁽¹¹¹⁾は原告適格を有しないのが通説になっている。その理由としては、民訴法132条は、必要的共同訴訟人が訴訟に参加していなければ、人民法院がその共同訴訟人に通知しなければならないと定め、当事者と扱われて、“第三者”に該当せず、第三者取消訴訟を提起することができないことが挙げられ、救済手段としては、民訴法207条8号の規定により再審を利用すべきであるとされている。⁽¹¹²⁾

④ 訴訟被担当者

日本民訴法は訴訟担当を任意的訴訟担当と法定訴訟担当に分ける。一方、中国民訴法には任意的訴訟担当がなく、法定訴訟担当のみが存在している。たとえば、破産企業の破産管理人もしくは企業清算期間の清算人が、他人と共謀の上、破産企業あるいは会社の利益を侵害した場合が考えられる。この場合に、破産企業もしくは解散会社は、法定訴訟担当の被担当者として第三者取消訴訟の原告適格を有する。また、会社の経営者と監査役とが共謀して、会社の利益を侵害した場合も考えられる。例えば、会社の監査役が中国会社法152条によって会社の支配人を被告として訴訟を行う場合に、自己に不利な自白などをして、人民法院に判決をさせたとする。この場合に、株主は自己の訴権が監査役に担当されたことを理由として、第三者取消訴訟を提起することができるとする学説がある。⁽¹¹³⁾

(110) 全国人大常委会法制工作委员会民法室編『2012民事訴訟法修改決定条文解釈』中国法制出版社2012年65頁。

(111) しかし、民事調解書が本案訴訟に参加しなかった承継者の財産分与を処理し、当該承継者の民事権益を損害した場合、当該承継者は、第三者取消訴訟を提起することができるという特例がある。（王・前掲注（63）60頁。）

(112) 王・前掲注（63）234頁。

(113) 劉・前掲注（76）275頁。

一方、実務の通説は、株主は、会社が関与した訴訟案件に法律上の間接的利害関係を有するとしつつ、会社の利益と株主の利益が一致性を有するから、会社の行為が株主全体の意志表現と推定されるし、さらに、取引上の安定性、及び中国会社法20条の定め（株権濫用禁止の原則）があることなどを考慮して、株主の第三者取消訴訟の原告適格を否定している。⁽¹¹⁴⁾

⑤ 詐害訴訟によって権益を侵害された一般債権者

最高人民法院民事訴訟法改正研究グループは、新民訴法適用解答において、当事者間の悪意訴訟で債務を回避する類型の事案を第三者取消訴訟の処理事案としている。⁽¹¹⁵⁾ 実務における虚偽訴訟の中に、債権者の債権の侵害事案が多数存在していることを鑑みると、債権者が第三者取消訴訟を提起することができるかどうかは避けられない問題となってくる。⁽¹¹⁶⁾

事例一〇：A会社は、B会社を相手とし、貸金返還請求訴訟を提起した。A会社とB会社は和解交渉を行なった結果、B会社が貸金及び利息を支払うと合意した。人民法院も両当事者の合意に基づいて、調解書を作成した。その後、B会社が履行しないので、A会社は強制執行を申請し、B会社が有する甲土地の使用権の差押えを求めた。

しかし、この前に、B会社はCとの間に投資をめぐる紛争があることを理由として、B会社がCに対して、3200万元を渡すと合意し、人民法院は、その合意に基づいて、調解書を作成し、Cは当該調解書に基づき、甲土地の使用権を差し押えていた。これを知ったA会社は、調解書が自己の合法権益を侵害したことを理由として、再審を提起した。再審の申請が却下された後、A会社はB会社とCを共同被告として第三者取消訴訟

(114) 王・前掲注（63）36～37頁。

(115) 奚・前掲注（68）55頁。

(116) 中国「契約法」74条（現在、民法典539条）は、債権者の取消権を定めている。

ただ、これは、債務者が訴訟を経ない場合の救済手段であると考ええる。債務者と他人とが判決を確定させた場合には、債権者（第三者）の救済手段は第三者取消訴訟はかないと考えられる。

訟を提起した。第一審は、A 会社は B 会社と C との間の訴訟につき、独立請求権を有する第三者もしくは、独立請求権を有しない第三者ではないことを理由として、A 会社の原告適格を認めなかったため、A 会社は控訴した。第二審は、A 会社は当該調解書の内容に利害関係がないが、B 会社の C に対する債務の承認により、B 会社の弁済能力に影響が生じること、A 会社の証拠によれば、当該調解書の内容が不平等であり、公平性、合理性に欠くことを理由として、A 会社の第三者取消訴訟の原告適格を認め⁽¹¹⁷⁾た。

債権者は第三者として、他人間の訴訟結果について反対意見を主張できることが一般原則である。その理由は、①中国契約法74条により債権者の取消権が定められること、②債権者は新たな訴訟を提起することが妨げられていないこと、③前訴では、債権者の債権の存在が否定されていないことなどが考えられる。さらに、債権は不法行為法が保護する民事権益ではないので、債権者は前訴の第三者に該当しないと説明されている。これらに基づいて、第一審は、債権者は、債務者と他人間の訴訟に対して、第三者取消訴訟を提起できないとしたようである。ここで問題となるのは、A 会社は、契約法74条によって、実体法上の取消権を行使し、当該調解書を取り消すことができるかである。第二審は、この問題について、明白にしていない。王亜新教授は、債権者が原告適格を有するかどうかについて、実体法上の取消権を第三者取消訴訟の根拠としつつ、第三者の提出した証拠によって、前訴に対して、虚偽訴訟であったという合理的な疑いが生じるかどうかが基準となると主張する。また、虚偽訴訟を抑え、第三者の利益を保護するための立法目的の観点から、法律解釈を通じて、詐害訴訟の被害者に訴訟に参加しなかった独立請求権を有する第三者の地位を与え、第三者取消訴訟の原告適格を認める手

(117) 广东省高级人民法院（2014）粤高法立民终字第37号裁定。

(118) 王・前掲注（63）140頁以下。この意見によれば、債権者の取消権を実体法上の主張できる権利と捉えるべきであると考ええる。

段も考えられる。⁽¹¹⁹⁾

一方、実体法を根拠に、債権者を「独立請求権を有しない第三者」に含める見解もある。その理由について、債権者は、①民法通則58条4項（現在、民法典154条）、7款（現在、削除）、②契約法52条2項、3項、③契約法74条⁽¹²⁰⁾により、法律要件が成立した場合に、民事行為の無効、契約の無効及び債務者の行為を取消し、契約法に基づく取消訴訟を利用することができることが指摘される。債務者が虚偽訴訟を通じて判決を得た場合、債務者の行為は第三者債権者の利益を侵害したことになる。この学説によれば、債権者は、民事権益の侵害を受けたという理由で、前訴の独立請求権を有しない第三者として前訴の判決に対して第三者取消訴訟の原告適格を有するとされている。⁽¹²¹⁾

しかし、あまり無際限に第三者の範囲を拡張すると、確定判決の強制執行が阻止されること、訴権濫用により確定判決の安定性が害されることなどが考えられる。これに対して、実務上は、第三者取消訴訟制度の目的から、第三者の範囲を拡張する手法がとられ、虚偽訴訟による民事権益が侵害された第三者に例外に第三者取消訴訟の原告適格を認めている。⁽¹²²⁾ すなわち、第三者は、民法に定める取消権を利用できない場合、例外に独立請求権を有しない第三者として、原告適格を認める。⁽¹²³⁾

(119) 劉・前掲注（100）272頁。

(120) 当学説が主張された時点では、中国の民法典が施行されていない。関連する旧規定として以下がある。「民法通則」58条4項：「悪意共謀に行なって、国家、公共団体もしくは第三者に対して損害を与えた民事行為は無効である。」7項：「合法的行為を利用して法に違反する行為をカバーする民事行為は無効である。」②契約法52条2項：「悪意共謀によって、国家、公共団体もしくは第三者に対して損害を与えた契約は無効である。」3項：「合法的行為を利用して法に違反する行為をカバーする契約は無効である。」③契約法74条：前掲注（116）。

(121) 呉・前掲注（29）165頁。

(122) 代表案件は、（2018）最高法民申3404号、（2019）浙江06民終1802などがある。

(123) 王・前掲注（63）163～164頁。

⑤ 小括

第三者取消の訴えは、虚偽訴訟を防止するために創設された制度であるが、立法当時はなぜ前訴当事者が共謀を通じて第三者の民事權益を害しうることについては必ずしも十分に議論されていなかった。本稿は、その理由が預決効力という判決上の効力を既判力と混同したことにあるという学説を支持する。さらに、預決効力が働くのは、第三者が前訴当事者の悪意により不利益を受ける場合のみではなく、前訴当事者間に悪意がなくても、利害関係人として他人間の訴訟に参加できなかった場合も含まれ、預決効力の作用により生じた主張・立証上の不利益を受ける可能性もある。このことから、第三者取消訴訟制度がより広範囲に、第三者の手續保障の機能を重視する制度と捉えるべきであると考ええる。

すなわち、利害関係がある第三者は、第三者取消訴訟を提起する際に、前訴当事者間に共謀があったことなどを証明することができなくても、自己の責めに帰することができなかった理由で、他人間の訴訟で確定された事実認定もしくは法的判断を取り消す必要があると主張できれば、当該第三者が原告適格及び訴えの利益を有すると認めるべき制度であると理解してよいと考える。

5. 第三者取消訴訟の審理の仕組み

(1) 審理対象

中国民訴法解釈⁽¹²⁴⁾294条により、第三者取消訴訟の対象は、判決・裁定の主文、調解書における当事者の民事上の権利義務の判断となっている。すなわち、この条文は、確定した判決もしくは調解書の事実認定及び判決の理由中の判断を対象としていない。この規定は、既判力の客観的範囲を判決の主文のみに限定するという原理に一致する。しかし、この規

(124) 民訴法解釈294条【第三者取消しの訴えの取消対象】「民訴法五九条第三項に規定する判決・裁定・調解書の一部又は全部の内容とは、裁判・裁定の主文、調停書における当事者の民事上の権利義務の処理の結果をいう。」

定ぶりは既判力概念と預決効力概念との混乱によるものと解すべきであり、また第三者取消訴訟が認められた上述の事例においても、実際には判決・裁定・調解書の内容部分も審理対象となる。したがって、条文に規定されたもののみではなく、判決の理由中の事実認定と法的判断も取消の対象になるとすべきである。すなわち、人民法院の審理対象となるのは、第三者による主張で取り消したい部分である。

（2）第三者取消訴訟の被告

中国民訴法解釈296条は、第三者が第三者取消訴訟を提起する場合、人民法院は当該第三者を原告とし、発効した前訴の判決・裁定・調解書の当事者（前訴原告と被告）を被告としなければならないと規定している。また、但書により、前訴において、独立請求権を有しない第三者として訴訟に参加した第三者が存在し、この第三者が責任を負わないと判断された場合に、人民法院は、引き続きこの第三者を第三者取消訴訟（後訴）の第三者とすると規定されている。

（3）第三者取消訴訟の判決

中国民訴法解釈298条は、第三者取消訴訟の裁判について規定している。同条一項により、①請求が成立し（第三者の原判決の誤りに関する主張が認められ）、かつ（当該第三者の）その民事上の権利確認の主張の全部又は一部が成立する場合（認められる場合）、原判決・裁定・調停書（調解書）の内容のうち誤りがある部分を変更する（第三者の主張を認める）。②請求が成立したが、民事上の権利確認の請求をしていない場合、原判決・裁定・調停書（調解書）の内容のうち誤りのある部分を取消す。③請求が成立しない場合、訴訟請求を棄却すると規定されている。⁽¹²⁵⁾

また、同条2項は、上記1項の裁判に対して不服がある場合、さらに、控訴することができる。これは、第三者取消訴訟を一般訴訟とし、当事者に審級の利益を保障するからである。これに基づいて、第三者取消訴

(125) 吉村＝上田・前掲注（11）739頁。

訟を一般訴訟であると捉えたとすると、判決が確定すれば、既判力及び預決効力が発生するだろう。すると、悪意の第三者が、この制度を利用することで、前訴当事者間の合法的判決の取消を求めることも考えられる。そこで、第三者取消訴訟の判決も前訴当事者によって取り消されうると考えられなければならない。

さらに、同条3項は、取り消される範囲を規定している。すなわち、原判決・裁定・調停書（調解書）の内容のうち、取り消されない部分は、継続して効力を有するとされる。

Ⅲ. 終わりに

以上、第三者取消訴訟をはじめ、中国法にある第三者の事後的救済手段について概観してきた。中国法では、第三者再審と第三者取消訴訟が存在するが、第三者取消訴訟は一般訴訟と位置付けられるので、より緩やかな基準で適用されている。また、中国民訴法では、第三者再審も認められているが、それは判決自体の誤りを正すために存在する傾向にあるのに対して、第三者の民事権益を救済する手段が第三者取消訴訟である。そもそも中国では、既判力概念及び預決効力概念の区別が不明確であり、実務上は、預決効力を既判力と混同して理解している傾向がある。一方、日本においては、第三者による再審の立法も議論されているが、それは、既判力制度が厳密に適用される民訴法体系の下での議論である。このような点に鑑みると、中国民訴法における第三者取消訴訟は、必ずしも日本法に対して示唆を与える余地がないようにも見える。

しかし、日本民訴法における補助参加など参加制度にまで視野を広げると、参加人にいかなる効力が生じるのか、又はどのような場合に参加の利益が認められるかについて、議論されている。その際、第三者の参加要件は、必ずしも既判力の範囲のみを参照しておらず、第三者に対す

る判決の事実上の影響を広くとらえて、参加の利益を考慮しているように見える。また、参加的効力に関しては既判力の範囲を参照しつつも、既判力と異なる範囲を持った効力と解するのが通説・判例である。

判決の事実上の効力及びその効力発生前後の利害関係人の手続参加・審理プロセス、特に事実認定及び法的判断部分の効力について新たな知見を探ることが筆者の今後の研究課題である。本稿は、その準備作業として、事実上の認定もしくは法的判断部分について、中国法においては既判力のような強力な拘束力以外に、より緩やかな効力が制度設計上存在することを示した。今後は、日本法における民事訴訟にも、このような緩やかな効力が存在しうるかについて、当事者参加制度の設計とも関連させつつ、探究し続けたいと考える。